

プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の取扱基準（案）

1 趣旨

本取扱基準（案）は、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しに当たり、新たな取扱基準の案として、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

本取扱基準（案）において、プロジェクションマッピングとは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。

3 共通事項

プロジェクションマッピングの実施に際しては、次の内容を満たしていること。

(1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

景観、周辺環境及び安全性に配慮し、支障を及ぼさないものであること。

<急激な光点滅等による安全性への影響の防止>

①以下の事項を遵守すること

（参考：「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・社団法人日本民間放送連盟））

a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。

(a) 「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱う。

(b) 避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10%以上の場合を基準とする。

(c) 前項(a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20%以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。

b コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。

c 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避ける。

②サブリミナル的表現は避ける。

(2) 道路を挟む場合等の取扱い

信号機又は道路標識等の効用阻害、車両運転者の幻惑のおそれがないこと。

4 禁止区域等に許可を受けずに表示等ができるもの

次のいずれかに該当するプロジェクションマッピングは、禁止区域、禁止物件又は許可

区域に許可を受けずに表示又は設置することができる。ただし、(1) 及び (2) については、屋外広告物表示・設置届を提出したものであること。

(1) 国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(2) 公益を目的としたイベント等のため、公益性があり期間限定で表示するもの

次の基準の全てに適合するものであること。

- ・公益イベント等における表示期間が3か月以内
- ・企業広告等の割合がおおむね1/3以下（面積×時間）
- ・企業広告等の収益の用途が公益性を有すること。

<公益性>

学術、文化、芸術又はスポーツの振興、国際相互理解の促進、地球環境の保全、青少年の健全な育成その他の公益に関する目的を有するものであること。

(例：地方公共団体やまちづくり団体、商店会が実施するもの等)

<企業広告等の表示内容>

次の基準の全てに適合するものであること。

- ・法令及び公序良俗に反しないこと。
- ・本来の公益目的の表示を阻害しないものであること。
- ・公共空間にふさわしいデザインとすること（品位に欠けるものは避ける等）。
- ・まちの景観に配慮したデザインとすること。

<景観等への配慮>

- ・原則として、繰り返しを避け、繰り返す場合は、適切に間隔を空けること。
- ・原則として、都・区・市の景観計画及び景観形成の方針等を踏まえ、良好な景観に支障を及ぼさないこと。

(都の景観計画に記載されたものの例)

◇国会議事堂、迎賓館、絵画館及び東京駅丸の内駅舎の眺望を保全する景観誘導区域
景観誘導区域内における基準適用建築物に設置される屋外広告物は、眺望地点から見える範囲内に表示しない。

◇文化財庭園等からの眺望を保全する景観誘導区域
壁面広告物は、文化財庭園等から見える範囲に表示してはならない。

◇水辺からの眺望に配慮する景観誘導区域
建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。
広告物の光源に、JIS(JISZ9101)に定める安全色の赤色又は黄色を使用しない。
基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。

◇皇居周辺地域の景観誘導区域

建物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。

- ・広範囲から視認できるような場合には、周辺区市等からの見え方にも配慮する。

(3) 他の法令の規定により表示するもの、自家用広告物等

5 規格（表示面積、高さ等の基準）

(1) 原則

通常の屋外広告物と同じ規格とする。

(例)

① 建築物の壁面を利用するもの

- ・高さ：商業地域等は52m以下、第1種住居地域等は33m以下
- ・面積：商業地域は100㎡以下、商業地域以外は50㎡
- ・割合：当該壁面面積の3/10以内
- ・屋根への表示面積は、鉛直投影面積で計算する。

② 建築物の屋上を利用するもの

- ・高さ：商業地域等は52m以下、第1種住居地域等は33m以下（木造は10m以下）

※その他、土地に直接設置するもの等及び自家用広告物についても通常の屋外広告物と同じ規格とする。

(2) 公益イベント等で短期間(14日程度以内)表示するもの

公益イベント等で短期間(14日程度以内)表示するもので、4(2)の基準に適合する場合は、上記(1)の規格を超えて表示することができる（禁止区域にあつては、原則として、公園、学校、美術館、官公署等の敷地に限る）。ただし、高さ制限を超えて表示する場合は、原則として、以下のいずれかに適合すること。

- ・表示期間が7日以内
- ・表示期間が14日程度以内かつ1日3時間以内
- ・高さ制限を超えて表示する部分の面積が、高さ制限を超える部分の建築物等の壁面の面積の3/10以内

(3) 地元区市町の意見を聴いて知事が指定する地区

地元区市町の意見を聴いて知事が指定する地区においては、上記(1)及び(2)によらず、地区内の基準（地域ルール）に基づき、表示することができる。

<地区指定の要件>

- ・まちの活性化等のために、プロジェクションマッピングの活用が望ましい地区であること。
- ・景観、周辺環境及び安全性の面において、支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・地域の合意形成が図られていること。

＜地区内の基準＞

地域の合意により、地区内に適用する面積・高さ等の基準（地域ルール）を策定する。指定後も、運用結果を踏まえ、必要に応じて地域ルールを見直す。

6 その他

上記に定めるもののほか、通常の外広告物の取扱いの例による。